

令和 7 年 6 月文京区議会定例議会提案事項

【令和 7 年 6 月 2 日】

1 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき、個人番号を利用する事務を追加するため、提案する。
- (2) 改正内容
番号法第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号を利用する事務に次の事務を追加する。
ア 認可外保育施設保護者負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
イ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 施行期日 公布の日

2 文京区特別区税条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
ア 特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備
(ア) 所得割の納税義務者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の者（当該納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 58 万円を超え 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する者について、特定親族特別控除を適用し、その者の前年の総所得金額等から最高 45 万円を控除する。（第 17 条）
(イ) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者に係る区民税の申告義務に係る規定の整備（第 23 条）
(ウ) 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に係る規定の整備（第 24 条の 2 及び第 24 条の 3）
イ 加熱式たばこの課税方式の見直し（付則第 7 条）
加熱式たばこの課税標準は、次の(ア)及び(イ)によって換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。
(ア) 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満の場合は、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する。
(イ) (ア)以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する。ただし、当該加熱式たばこの 1 箱当たりの重量が 4 グラム未満である場合は、1 箱をもって紙巻たばこ 20 本に換算する。
ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
ア 施行期日
令和 8 年 1 月 1 日。ただし、(2)イについては令和 8 年 4 月 1 日、(2)ウの一部については公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日
イ 経過措置
令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に売渡し等が行われた加熱式たばこの課税標準は、(2)イにかかわらず、以下の方法により算出する。
・ 現行の換算本数^{*}×0.5＋改正後の換算本数×0.5

※ 次の(ア)及び(イ)によって換算した紙巻たばこの本数の合計数

- (ア) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する。
- (イ) 加熱式たばこの小売定価を、紙巻たばこ1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算する。

3 文京区景観づくり条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 文京区景観づくり審議会に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 審議会の組織の変更に伴う規定の整備（第26条第2項）
審議会の委員から区職員を除く。
 - イ 小委員会の設置（第26条の2）
審議会の効率的な運営を図るため、審議会に小委員会を設置することができることとする。
 - (ア) 所掌事務
審議会が定める事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。
 - (イ) 委員
景観アドバイザー及び良好な景観づくりに資すると区長が認めた者のうちから区長が委嘱する委員その他規則で定める委員10人以内
- (3) 施行期日 公布の日

4 文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例（新規制定）

- (1) 提案理由 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び建築の規模について定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「省エネ法」という。）第63条第1項の規定に基づき、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める。
 - ア 建築物の用途 省エネ法第20条第2号及び第3号に規定する建築物の用途以外のもの
 - イ 建築の規模 建築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

5 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 湯島自転車駐車場の位置を変更し、一時利用制自転車駐車場を新設するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表第1）
 - ア 湯島自転車駐車場の位置の変更
東京都文京区湯島四丁目6番先 → 東京都文京区湯島三丁目47番先
 - イ 湯島自転車駐車場における一時利用制自転車駐車場の新設
- (3) 施行期日 令和7年11月1日

6 文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 保育所における保育に係る費用を0円とする。(第5条)
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和7年9月1日

7 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、連携施設に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 特定教育・保育施設等との連携に係る規定の整備(第42条)
 - (イ) 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。)による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、保育内容支援連携協力者の適切な確保に係る要件を全て満たすと認めるときは、保育内容支援の実施に係る規定を適用しないこととすることができる。
 - (ロ) 特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、区長が、代替保育連携協力者を適切に確保したと認めるとき又は当該確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であるときは、代替保育の提供に係る規定を適用しないこととすることができる。
 - (ハ) 次のいずれかに該当するときは、卒園後の受入先としての連携施設の確保に係る規定を適用しないこととすることができる。
 - a 特定地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう区長が保育所の利用の調整に当たり必要な措置を講じているとき。
 - b aのときを除き、特定地域型保育事業者による卒園後の受入先としての連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

8 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、連携施設に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 保育所等との連携に係る規定の整備（第6条）
 - (ア) 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、保育内容支援連携協力者の適切な確保に係る要件を全て満たすと認めるときは、保育内容支援の実施に係る規定を適用しないこととすることができる。
 - (イ) 家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、区長が、代替保育連携協力者を適切に確保したと認めるとき又は当該確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であるときは、代替保育の提供に係る規定を適用しないこととすることができる。
 - (ロ) 次のいずれかに該当するときは、卒園後の受入先としての連携施設の確保に係る規定を適用しないこととすることができる。
 - a 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう区長が保育所の利用の調整に当たり必要な措置を講じているとき。
 - b aのときを除き、特定地域型保育事業者による卒園後の受入先としての連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

9 文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 文京区保育所における保育に関する条例（昭和62年3月文京区条例第11号）の一部改正に伴う引用条文の整備（第11条第2項）
「第5条第1項から第3項までの規定により得られた額」 → 「第5条第1項に規定する額」
- (3) 施行期日 令和7年9月1日

10 文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 文京区保育所における保育に関する条例（昭和62年3月文京区条例第11号）の一部改正に伴う引用条文の整備（第11条第2項）
「第5条第1項から第3項までの規定により得られた額」 → 「第5条第1項に規定する額」
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和7年9月1日

11 文京区男女平等センター改修その他機械設備工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京区男女平等センター改修その他機械設備工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金2億1,462万1,000円
- (4) 契約の相手方 REC・松嶋建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都文京区千駄木三丁目46番2号
株式会社REC東京本店
執行役員本店長 板倉信幸
構成員 東京都文京区本郷四丁目35番14号
松嶋建設工業株式会社
代表取締役 安田洋之

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和8年4月30日まで
- ② 支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和8年度 債務負担行為

12 文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金13億8,050万円
- (4) 契約の相手方 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社東日本支社
取締役常務執行役員支社長 宇和川慎一

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和10年4月28日まで
- ② 支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和8年度から令和10年度まで 債務負担行為

13 文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金3億4,281万5,000円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区本駒込二丁目19番3号
トリヤマ株式会社
代表取締役 鳥山幸得太

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和7年12月26日まで
- ② 支出科目 令和7年度 一般会計 教育費 学校教育費

14 文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金3億3,363万円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千石四丁目26番19号
株式会社リン・ドス
代表取締役 東海林諭

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和7年12月26日まで
- ② 支出科目 令和7年度 一般会計 教育費 学校教育費

15 文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金3億949万6,000円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千駄木二丁目42番8号
株式会社上之原工務店
代表取締役 上之原一光

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和7年12月26日まで
- ② 支出科目 令和7年度 一般会計 教育費 学校教育費

16 文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金3億157万6,000円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区本郷二丁目31番10号
伊藤工業株式会社
代表取締役 佐々木淳子

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和7年12月26日まで
- ② 支出科目 令和7年度 一般会計 教育費 学校教育費

17 文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金2億6,541万9,000円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目29番26-101号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和7年12月26日まで
- ② 支出科目 令和7年度 一般会計 教育費 学校教育費

18 文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金2億991万3,000円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区本郷二丁目31番10号
伊藤工業株式会社
代表取締役 佐々木淳子

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和7年12月26日まで
- ② 支出科目 令和7年度 一般会計 教育費 学校教育費

19 文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金1億9,360万円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千駄木二丁目42番8号
株式会社上之原工務店
代表取締役 上之原一光

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和7年12月26日まで
- ② 支出科目 令和7年度 一般会計 教育費 学校教育費

20 文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金3億5,370万5,000円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目29番26-101号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和8年6月30日まで
- ② 支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和8年度 債務負担行為